



児童が力を合わせる運動会(薦原小学校)

# 特集 「いじめ」から子どもたちを守るためにー。 目指す「ばりっ子」の姿

## いじめを許さない緊急アピール「子どもたちの育ち編」

- 傍観しているだけでも、「いじめを容認している」となる意識を持つ。
- まわりの人を信頼し、困ったときは助け合える人間関係をつくる。

※一部抜粋

### 子どもたちも「いじめ」について考えています

「気付かないうちに、人を傷つけているかもしれない」「いじめを傍観せずに、みんなで力を合わせる必要がある」

いま、市内の各中学校にある人権サークルでは、「いじめ」について話し合われています。11月28日には、各校から約50人が集い、自分たちの考えを出し合って議論する「ヒューマンライツ」を開催。いじめをなくすためのアピール文を採択する予定です。

「ヒューマンライツ」にかかわっている学校教育室の吉川英毅指導主事は、「子どもたちは、いじめを他人事ではなく、いかに相手の気持ちに立って行動していけるかを、自分自身に問いかけていくようです」と話します。

### 地域社会全体で、子どもの成長を支えよう

「近年、社会性が身につけてい



ない子どもが増えています。社会性が身につけていないと、傷つきやすい半面、人を平気で傷つけてしまうこともあるんですね」と指摘するのは、スクールカウンセラーの山田忍さん。「核家族化が進み、地域のつながりが薄れている中、人間関係を学ぶ機会が減っているのも原因の一つと訴えます。

市の教育振興基本計画「名張市子ども教育ビジョン」では、「夢をはぐくみ 心豊かで いきいきと輝く『ばりっ子』」を目指すとしています。そこには、優しさや思いやり、自他共に尊重できる人を育てていこうという思いが込められています。そんな「ばりっ子」を育むことが、いじめをなくしていくことにもつながっていくはずです。

そして、「名張市子ども条例」でも掲げているように、学校だけでなく、家庭や地域など、さまざまな場面で、大人が子どもの成長を支えていくことが求められているのです。

## いじめ防止に向けて、市民一丸となった取組みにご協力を！



名張市教育委員会 教育長

### 上島 和久

いじめにかかわる問題に対して、学校では「子ども一人ひとりと向き合う時間が取れない」と言うてはられません。今後も、いじめの未然防止、早期発見ができる仕組みを整え、もしも、いじめが発生すれば、それを隠すことなく、学校や教育委員会では、家庭、地域、関係機関などと、早期に連携して対応していきます。

現在、教育委員会では、平成25年度の「(仮称)名張市総合教育センター」開設を目指して取り組んでいます。

これは、教育関係者、保護者、地域住民などが一体となって子どもの成長にかかわる拠点施設です。「確かな学力」「豊かな人間性」「健康や体力」の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てていくためにも、いま、地域社会全体の教育力を向上させることが求められているのではないのでしょうか。

「いじめ」から子どもたちを守るために、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るもの」という危機感・緊張感を持ちながら、市民一丸となって取り組んでいく必要があります。引き続きのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。



地域の中で育ち、また、市民一丸となって育つ子どもたち

## ひとりで悩み込まずに、ご相談ください。秘密は固く守られます。

	教育相談	教育よろず相談	子ども相談室	こどもほっとダイヤル	不登校相談	少年相談	青少年悩み相談
主な相談	いじめを含む教育全般		18歳までの子どもに関すること		不登校	青少年の非行、青少年の悩み	
相談方法	電話相談 ☎63-7882 面談(要予約) 場所/市教育委員会事務局(市役所3階)	電話相談 ☎68-8802 面談(要予約) 場所/名張教育会館(すずらん台東3)	電話相談 ☎63-3118 面談(要予約) 場所/総合福祉センターふれあい(丸之内)	電話相談(高校生以下) ☎0800-200-2555(フリーダイヤル) ※対象は、県内の18歳未満の子ども(18歳以上でも高校生などは可)	電話相談 ☎63-7830 面談(要予約) 場所/通応指導教室(桜ヶ丘)	電話相談 ☎64-7837 面談(要予約) 場所/伊賀少年サポートセンター(名張警察署内)	電話相談 ☎63-7867 面談(要予約) 場所/青少年補導センター(桜ヶ丘)
受付時間	平日8:30~17:15	平日9:00~18:00	平日8:30~17:15 ※	毎日13:00~21:00	平日8:30~17:00	平日8:30~17:15	平日9:00~17:00
相談員	学校教育室 指導主事	教育専門相談員	臨床発達心理士など	NPO法人チャイルドライン MIEネットワーク 相談員	臨床心理士など	警察官	元教職員など

子ども相談室では、「子どもの権利週間」中の11月25日は、午後1時から5時まで、26日・27日は、午後8時まで時間を延長します。

